

平成 28 年 8 月 24 日

平成 28 年度補正予算（第 2 号）に伴う対応等

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

（連絡先）

自治財政局財政課

担当：和田財政企画官、赤坂係長

代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

事 務 連 絡

平成28年8月24日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成28年度補正予算（第2号）に伴う対応等について

政府は、平成28年8月24日に、平成28年度補正予算（第2号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 赤坂

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

政府は、平成28年8月24日に平成28年度補正予算(第2号)の概算について閣議決定し(別添資料参照)、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定。以下「経済対策」という。)に沿って、一億総活躍社会の実現の加速7,119億円、21世紀型のインフラ整備1兆4,056億円、英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援4,307億円、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化1兆4,389億円等を追加計上するほか、既定経費の減額4,175億円、熊本地震復旧等予備費の減額4,100億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税外収入2,844億円、公債費2兆7,500億円、前年度剰余金受入2,525億円を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成28年度補正予算(第1号)による補正後予算に対し、3兆2,869億円増加し、100兆87億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

1 通常収支分

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担額が生じることからそれに対応するとともに、熊本地震による災害に係る復興基金の創設を支援するため、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 追加の財政需要に係る財政措置

- ① 今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

ア 災害復旧事業債

(ア) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(イ) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業

に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

(ウ) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(エ) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

イ 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

ウ 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

- ② 今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとしている。

(2) 特別交付税の増額

熊本地震により被害を受けた地方公共団体が、地域の実情に応じて実施する様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、復興基金の創設を支援するため、平成28年度分の地方交付税の総額に510億円を加算し、特例としてその全額を特別交付税とする措置を講じることにしている。

2 東日本大震災分

今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、平成28年度分の震災復興特別交付税の総額に165億円を加算したうえで措置することとしている。

- 3 上記1(2)及び2の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)」を国会に提出する予定である。

第3 その他

「「未来への投資を実現する経済対策」における緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」(平成28年8月2日付け地方債課事務連絡)によりお知らせしたとおり、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡充することとしている。

平成28年度一般会計補正予算（第2号）等について

平成28年8月24日

（単位 億円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

（歳出の追加額）

(1) 一億総活躍社会の実現の加速	7,119
(2) 21世紀型のインフラ整備	14,056
(3) 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応 並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援	4,307
(4) 熊本地震や東日本大震災からの復興や 安全・安心、防災対応の強化	14,389
(5) 東日本大震災復興特別会計へ繰入	1,272
計	41,143

（歳出の修正減少額）

(1) 既定経費の減額	△	4,175
(2) 熊本地震復旧等予備費の減額	△	4,100
計	△	8,275

合 計 32,869

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1)	そ	の	他	収	入	2,844			
(2)	公		債		金	27,500			
(3)	前	年	度	剰	余	金	受	入	2,525
		合				計			32,869

(備考) 上記の補正により、平成28年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 1,000,087億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

財政投融资特別会計、東日本大震災復興特別会計など8特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成28年度一般会計補正予算（第2号）フレーム

（単位：億円）

歳 出	歳 入
<p>1. 歳出の追加 41,143</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 一億総活躍社会の実現の加速 7,119</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 21世紀型のインフラ整備 14,056</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援 4,307</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化 14,389</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 東日本大震災復興特別会計へ繰入 1,272</p> <p>2. 既定経費の減額 ▲ 8,275</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 国債費 ▲ 4,175</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 熊本地震復旧等予備費 ▲ 4,100</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合 計 32,869</p>	<p>1. 公債金（建設国債） 27,500</p> <p>2. 税外収入 2,844</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 公共事業費負担金収入 1,061</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 財政投融资特別会計受入金（NTT株売却収入） 1,244</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 中小小売・流通等合理化促進基金返納金等 539</p> <p>3. 前年度剰余金受入 2,525</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合 計 32,869</p>

（注1）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）経済対策における国・地方の歳出：7.5兆円。うち国費：6.2兆円。

〔うち一般会計〕28年度追加39,871億円、国庫債務負担行為の追加1,493億円。29年度以降の追加0.3兆円。

〔うち特別会計（東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計）〕28年度追加5,350億円、29年度以降の追加0.2兆円、29年度以降の保険料軽減1.0兆円。

（注3）経済対策における財政投融资追加：6.0兆円。うち、28年度財政投融资計画追加：36,022億円（一般会計歳出との重複分を除けば33,432億円）。29年度以降の財政投融资計画追加：1.8兆円（有利子奨学金の金利引下げ（29年3月卒業生から実施）の対象となる事業規模8,577億円は28年度財政投融资計画等に計上済。）。